

令和5年 12 月 13 日

福生市議会議長 武藤 政義 様

市民厚生委員会  
委員長 小林 貢

### 令和5年度 福生市議会市民厚生委員会視察報告書

本委員会は、令和5年度行政視察を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

1 視察日程:令和5年 11 月1日(水)～2日(木)

2 視察先及び目的

(1)兵庫県尼崎市(11月1日)

・子どもの育ち支援センター「いくしあ」を拠点とした子ども家庭総合支援  
について

- ① 経緯及び概要について
- ② 具体的な取組内容について
- ③ 効果及び課題について
- ④ 今後の取組について

(2)兵庫県神戸市(11月2日)

・こども・若者ケアラー支援について

- ① 経緯及び概要について
- ② 具体的な取組内容について
- ③ 効果及び課題について
- ④ 今後の取組について

3 視察参加者名(7名)

委員長 小林 貢  
副委員長 小澤 芳輝  
委員 西尾 壽々斗  
委員 伊藤 広美  
委員 佐藤 弘治  
委員 青木 健  
随 行 大村 貴子(議会事務局庶務係長)

#### 4 兵庫県尼崎市対応者

子どもの育ち支援センター所長 北村 幸司氏

子どもの育ち支援センターいくしあ推進課 課長 東 和幸氏

子どもの育ち支援センターこども相談支援課 課長 上野 裕司氏

教育委員会事務局 こども教育支援課 課長 福田 晃大氏

#### 5 兵庫県神戸市対応者

福祉局 相談支援課 こども・若者ケアラー相談・支援窓口 課長

上田 智也氏

神戸市会事務局 政策調査課 係長 <sup>うねだ</sup> 采田 崇氏

#### 6 各視察先報告

##### ●兵庫県尼崎市(11月1日)

###### ① 位置



###### ② 概要

阪神広域圏に属する尼崎市は、大阪平野の西部にあって、兵庫県の東南部に位置し、総面積 50.71 平方キロメートルの都市である。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。山はなく、坂道も少ない。

南部に工業地域、中央部に商業地域、北部に住宅地が広がる形で発展を続けている。平成 28 年には、市制施行 100 周年を迎えている。

「住みたいまち」、「住み続けたいまち」、そして「住んでよかったまち」尼崎の実現に向けて、「あまがさきで子どもを育てる人」、そして、単に尼崎で暮らすだけでなく「まちのことを想い、活動する人」の増加を目指している。

③ 人口:454,699人(令和5年11月1日現在)中核市

④ 面積:50.71平方キロメートル(福生市の約5倍)

⑤ 議員数:42人

⑥ 予算(令和5年度)

一般会計 2,099億円

特別会計 1,018億円

企業会計 943億円

合計 4,060億円

## 7 視察概要

### ① 経緯及び概要について

子どもの育ち支援センター「いくしあ」は、児童虐待の相談件数の増加、いじめ、不登校、集団不適應に悩む子どもの増加、発達障がいやその疑いのある子どもの増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く状況が多様化、複雑化、深刻化してきていることや単独機関での対応・解決が困難なケースが増加し、年齢の切れ目のない総合的な支援ができていないといった背景から、組織分野にとられず幅広い相談に対応し、児童虐待や不登校、発達障害など、日々の暮らしの中で課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、支えるための総合施設として開設された。

「いくしあ」は、0歳からおおむね18歳の子どもの対象とし、子どもの年齢に応じた切れ目のない支援、福祉、保健、教育などが連携した総合的な支援を実施している。

### ② 具体的な取組内容について

#### イ、総合相談(こども相談支援課)

子どもや子育て家庭の相談をワンストップで受け止め、子どもの年齢に応じた切れ目のない福祉、保健、教育等が連携した総合的な支援を実施するため、子どもの育ち支援センター「いくしあ」において総合相談窓口を開設し、専門の相談員が寄り添いながら課題等を整理、解決イメージを共有し、センターの専門職員等につないでいる。

#### ロ、家庭児童相談

児童専門のケースワーカーが、課題を抱える子どもや子育て家庭からの相談に

対応するとともに、子どもの育ち支援センター内の他の専門職員や関係機関とのコーディネート役として、調整を行い、適切な支援に結びつけている。  
また、虐待予防などの観点から、関係機関からハイリスク家庭の情報を入手するなど、できるだけ早期にハイリスク家庭を把握し、支援を実施している。  
子どもや子育て家庭に適切な支援が実施できるよう、官民間問わず、様々な機関と連携し、そのためのネットワークづくりに努めている。

#### ハ、尼崎市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子ども、非行、不登校などの要保護児童や保護者の支援が必要な要支援児童、特定妊婦の早期発見と早期対応を行うため、児童福祉法の規定に基づき、尼崎市要保護児童対策地域協議会を設置している。  
要保護児童対策地域協議会では、関係機関が要保護児童等の情報を共有し、支援の協議と役割分担を行い、よりよい支援が受けられるよう取り組んでいる。

#### 二、発達相談支援

発達や行動での気になることや困りごとを抱える子どもや保護者の相談に対応し、必要に応じて発達検査や診察を通じて、子どもへの理解を深め、必要な支援につなげている。  
また、保育施設、幼稚園、学校等へ専門職員を派遣し、対象児童の観察を通じて、子どもの発達や特性等に応じた支援方法についての提案や子どもとの関わり方などについて、アドバイス等を行っている。  
子どもの発達特性等に関する情報を関係機関と共有し、子どもの成長段階に応じて切れ目なく支援が行えるよう関係部署との連携を図り、保護者が養育上課題を抱えている場合は、「いくしあ」の児童専門ケースワーカーとともに、支援を実施している。

#### ホ、教育相談・不登校の子ども支援

教育相談は市内在住、在学の4歳から18歳までの子どもに関する相談（面接相談・電話相談）を行っている。

#### へ、子どもの育ち支援システムの運用

子どもの育ち支援センターでは、児童虐待や不登校等の課題や困難を抱える子どもや子育て家庭の支援を行っていることから、緊急性が求められる場面や、迅速な対応が求められる場面が発生する。こうした子どもや子育て家庭を総合的かつ継続的に支援するためには、相談者の主訴と支援対象児、家族とその家庭環境の状況を整理・評価したうえで、適切な支援につなげていく必要があり、「い

くしあ」では、0歳からおおむね 18 歳までの子どもを総合的かつ継続的に支援するため、子どもの支援歴等の記録を一元的に把握するための電子システム(子どもの育ち支援システム)を令和元年 10 月から本格運用している。

子どもの育ち支援システムでは、子どもや子育て家庭の支援に必要な情報(住所や世帯構成、福祉サービスの利用状況、就園先、通学先など)を、庁内の各課のシステムから連携提供を受けており、子どもの育ち支援センターの職員は、子どもと子育て家庭への支援に必要な情報を横断的に把握し、相談や支援内容を見童情報やケース情報として、登録・更新している。運用にあたっては、顔認証を加えた2要素認証システムの導入やアクセスログの管理、職員研修の実施など、個人情報の管理を徹底し、セキュリティ対策を講じている。

#### 【効果・課題・今後の取組について】

尼崎市の「いくしあ」の取組では、平成 30 年度からネットワーク構築事業を展開し、小中高校、保育施設、幼稚園等 252 箇所を訪問して事業内容の説明を行い、理解の醸成に務めるとともに、取組に対する意見を収集してきた。そのなかで、いくしあに期待されることや、日々子ども・保護者と接する中での困りごとの意見などもあり、この意見や期待に応えていきたいという思いがあるものの、「いくしあ」が発揮できる能力には一定の限界があり、子ども子育てに関する悩みや不安に寄り添って、一緒に考えていくには、「いくしあ」自らの機能・特長を十分に理解しておくだけでなく、関係機関の得意分野を知り、伴走しながら丁寧につないでいくこと、また、支援機関と顔の見える関係性を構築することの重要性を理解する大切な機会となったことなどが報告されている。

開設後には日々の相談支援業務にあたり、子ども達のそれぞれの育ちにどう関わっていけるのかを職員一人ひとりが考え、職員相互に問い続けることで、現在の形となっている。

文字どおり、「いくしあ」のコンセプトである縦の連携、横の連携、子どもファーストが実現され、子どものすこやかな育ちを支援できると信じ、子育ての不安感や悩みを抱える保護者の方々に寄り添い、支援がしっかりとどくよう、職員がそれぞれの役割を果たす努力を行ってきている。

「いくしあ」での、各課が行っている事業を概観すると、まず、窓口である子ども子育て総合相談では、身近な子育て相談から専門的な相談まであらゆる困りごと等に寄り添い、助言や情報提供、必要に応じて「いくしあ」内の専門職員や関係機関につなぐことを目的にしており、開設から半年で 806 件の新規相談が寄せられた。

市報あまがさきへの掲載やシンポジウムの開催、ネットワーク構築事業などによる周知効果が奏功したものと考えられている。

また、相談内容のうち、性格行動相談、言語発達障害相談、発達障害相談が多くなっており、発達課題に取り組む相談支援機関としても、「いくしあ」が認知されてきたことが影響しているものと考えられるとしている。

子ども子育て家庭の身近な相談窓口としての機能を果たすとともに、適切に支援をつないでいけるよう、専門的かつ多角的な視点を用いて、相談のひとつひとつにしっかり寄り添いながら、対応していきたいとしている。

また、家庭児童相談では、要保護児童地域対策協議会の調整機関としての役割も担っており、開設前から児童虐待の早期発見、早期対応にあたっている。各担当が行っている事業の中から虐待の発見につながった結果、虐待の通告件数が増加し、虐待の早期発見・早期対応につながっている。

各担当や関係機関と連携しながら実際の支援を実現するなかで、虐待予防につなげている。

こども教育支援では、これまでの電話相談・面接相談に加え、「いくしあ」開設に合わせて、匿名報告アプリ活用事業を開始し、子どもたちがスマートフォン等を利用して気軽に相談できるシステムを導入したことで相談件数が増加したとのこと。

また、不登校児童生徒の学校以外の学びの場として教育支援室の運営を行い、子どもひとりひとりに応じた支援に努めている。

「いくしあ」開設後の相談対応の実績を捉えることができたが、子どもと保護者や関係機関が相談を持ちかけ、「いくしあ」が関わることで、子どもと子育て家庭に有用な変化があったのかは捉えることに至っていないとのことであったが、今後検討事項としていくとしている。

#### 【所感のまとめ】

尼崎市の児童虐待件数は、令和4年度3,604件で県のなかでも多く、不登校児童生徒の出現率については、全国の平均に比べても多く、この傾向はかなり前から続いている。

また、生活保護受給率が高く、障害者手帳の保持者も多いことから、総じて経済的不安を抱えている人が多い地域であると考えられる。

子どもの育ち支援センター「いくしあ」は、児童虐待の相談件数の増加への対応策として、平成27年に譲り受けた旧聖トマス大学の跡地に、令和元年10月1日に設置された。



子どもの成長段階に応じた切れ目のない総合的な支援を行う施設として福祉・保健・教育分野に精通した専門職員を配置するとともに、行政以外の関係機関等も含めて、関係者が協力・連携し、子どもが主体となる支援を行う仕組みを構築するに至っている。

医師をはじめとした専門家が心理検査や診察などを行って診たてを行い、子どもとの関わり方や方向性を一緒に考え、様々な関係機関、民間団体と協力・連携してチームとして支援を行っている。

また、総合的な支援の取組の一つとして支援歴の一元的管理を行っており、複合的な背景を持つ相談者に対し、相談にみえた時の主訴に対してのみ対応するのではなく、どのような背景があって、これまでどのように支援してきたか、ということも含めて支援するため、市長部局で管理している既存の福祉系システム(住民記録、保健衛生、税務総合、生活保護、障害福祉総合、子ども・子育て支援制度、学齢簿管理等、児童扶養手当)に、「いくしあ」における各種支援情報を加えたものと、教育委員会で管理している教育系システム(校務支援、保健管理)の情報を支援に必要な情報として利用できるようにしている。

ここに、デジタル庁の実証実験事業として新しい統合システムを構築し、これらの情報をもとにリスク判定によるプッシュ型支援を行っており、総合的支援に必要な体制として、支援情報の一元管理はとても参考になり、福生市でも考えていくべきシステムと考える。

また、親の同意がなくても助言ができる条例の制定や、現在抱えている専門家の人員不足についての給料面や労働時間などのルール作りも重要であることなど、参考となった。

この視察を通じて、子ども一人をトータルにとらえて、支援していく体制を構築する必要性をこれまで以上に感じた。

福生市においては、将来的に、こども家庭センター、児童発達支援センター、教育相談室など、健康と福祉及び教育の総合相談拠点の設置が必要である。

子どもに係る相談支援について、公共施設等総合管理計画のなかでも検討していく必要があると考える。

尼崎市の、未来を担う子どもや子育て家庭が抱える問題や課題を解決するため、行政組織の連携等により、総合的に取り組み、様々で困難な環境を行政力等をもって克服して行きたいとの思いで設置された、総合相談室「子どもの育ち支援センター「いくしあ」の設置は大いに参考となることとなり、今後の福生市への提案、提言に活かしていきたい。



## ●兵庫県神戸市(11月2日)

### ① 概要

仁安2年(1168年)ごろ、平清盛が神戸の前身である福原に来て、宋との貿易を志し大輪田の泊の改修にあたる。これが、現在の神戸港のルーツである。

明治維新により、兵庫県庁が新築され、明治7年に神戸駅が設置された。明治22年4月に人口134,704人により、神戸市が誕生した。

昭和26年、神戸市は神戸港の港湾管理者となり、港と関連深い鉄鋼、造船の基幹産業に支えられ急速な高度経済成長と人口の急激な都市集中から、昭和31年人口が100万人を超すところとなり、制度の発足と同時に横浜、名古屋、京都、大阪とともに政令指定都市となる。昭和56年に、海上都市ポートアイランドが完成するとともに、ポートピア'81(神戸ポートアイランド博覧会)を開催。昭和60年にはユニバーシアード神戸大会を開催。

昭和62年、神戸開港120年を迎えた。

平成元年に、市制施行100周年。

平成7年1月17日、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)発生。早期の復旧・復興を図るため、2兆9千億もの膨大な復興関連事業費の投入、多額の市債発行などにより、厳しい財政運営となった。

神戸市は、鉄鋼、造船をはじめとする港湾関連産業とともに発展してきた。港と密接に結びつきながら発展してきた神戸経済は、工業面では、製造業や港湾関連産業がその中核をなし、一般機械、食料品、電気機械、輸送用機





械、ゴム製品、鉄鋼の主要6業種は神戸の製造品出荷額等の約5分の3を占めている。

産業構造においては、第2次産業の比重が年々低下し、卸小売業やサービス業などの第3次産業が伸び、「サービス経済化」の傾向が強くなってきている。

神戸市経済の低迷が進む中、経済を復興させるため、平成12年度に「神戸経済新生会議」を設置し、平成17年には、震災と復興過程の経験や教訓を生かした神戸づくりの指針として、新たな価値を創造する元気な産業のまちな実現を目指す「神戸2010ビジョン」を策定。現在実行中の「神戸2025ビジョン＝海と山が育むグローバル貢献都市」(令和3年4月策定)の実現に向け、「魅力的な仕事の創出と産学連携による経済成長」など7つの基本目標を掲げ、神戸市経済の活性化と雇用創出の積極的な推進等に取り組んでいる。

② 人口:1,504,597人(政令指定都市)  
(令和5年3月31日現在)

③ 面積:557.03平方キロメートル(福生市の約54.8倍)

④ 議員数:65人

⑤ 予算(令和5年度)

一般会計	8,794億円
特別会計	6,802億円
企業会計	3,284億円
合計	1兆8,879億円

## 7 視察概要

### ① 経緯及び概要について

2019年10月、20代の若者ケアラー(孫)が同居していた認知症の祖母を殺害する事件が発生した。

肉体的・精神的に若者が追い込まれるなか、認知症で介護を拒否する祖母や若者ケアラーに対する、関係者による支援が充分に行えていなかったのではないかとの疑問など、孤立する「ヤングケアラー」の問題が浮き彫りになった。

2020年11月より神戸市は、福祉局、健康局、こども家庭局、教育委員会事務局

からなるプロジェクトチームを編成し検討や関係者からのヒヤリングを行った。

2021年度から取り組む3つの施策を決定

1. 相談・支援窓口の設置
2. 身近な方々への理解の促進
3. 交流と情報交換の場の設置

## ② 具体的な取組内容について

1. 相談・支援窓口の設置(全国初:令和3年6月1日)

関係者及び当事者から相談を受け、支援の調整を行う窓口を設置(教育現場との連携、庁内ネットワーク・事例検討会)

2. 身近な方々への理解の促進

学校、福祉、児童関係者に対し、研修や事例検討を通して、こども・若者ケアラーへの理解の促進を図る

3. 交流と情報交換の場の設置(ふうの広場、10月から)

主に高校生以上の当事者同士が交流・情報交換ができる場づくり

小中学生には、子どもらしく過ごせる場として、こども食堂や学習支援等を紹介

## 【窓口における相談状況】

2023年9月30日現在

相談件数 363件(こどもケアラー136人、若者ケアラー35人、その他192人)

この内、本人・家族からのものが30件、関係機関からのものが136件、関係者からのものが5件あった。

\* 関係機関とは、学校・SSW(スクールソーシャルワーカー)、地域包括支援センター、障害相談、医療機関、区役所等

関係者とは、自治会・民生委員・職場・PTA

## 【窓口における相談から支援までの流れ】

随時相談を受付→個別ケースにより、担当者に割り振る→関連情報の収集→学識経験者よりスーパーバイズを受ける→個別支援会議により、複数の関係者にわたる支援が必要なケース及び支援困難なケースなどについて、情報の共有と今後の統一した処遇方針の決定のために開催。

### 【神戸市の取組に対する効果及び評価】

- ① 学校や福祉などの関係者に、少しずつではあるが、ヤングケアラー支援の視点が広がったことで、相談・支援窓口へつながるケースが出てきている。
- ② 教育現場と福祉現場の関係者が、個別支援会議などを通じて、情報共有や支援計画を策定し、家族全体を見る視点をもって家族支援を行うことで、ヤングケアラーのケア負担が軽減されるケースが出てきている。
- ③ 庁内関係課による連絡会を定期的を開催することにより、全市的な情報共有が図られるとともに、事例検討を通じて、支援の共通理解と支援ノウハウの蓄積が図られてきている。

### 【こどもケアラー世帯への訪問支援事業】

(市が支援を必要と認めた、18歳未満のこどもケアラーがいる世帯)

支援内容:こどもケアラーの負担軽減のための家事や育児支援など

- ・食事の準備及び片付け
- ・衣類の洗濯、補修
- ・居室等の清掃、整理整頓
- ・生活必需品の買い物
- ・家庭の児童の世話 など

\* 利用料金は無料

### 【配食支援モデル事業】

対象者は、概ね30代前半までのケアラーのいる世帯

週1回、原則12回、配食数:家族の人数分、利用料:無料、食事の形態:冷凍食、

配達方法:手渡し(クール便)

### 【元こども・若者ケアラーの声】

- ① 理解してくれる人が欲しかった、共感してくれる人がいれば
- ② ケアラー自信が「ひとりじゃない」との認識を持てることが大事
- ③ 同じ状況の人と知り合い話したかった
- ④ 当時、ヤングケアラーというものを知って「自分だけではない、同じような仲間がいる」ことがわかっていたら楽だったかも

- ⑤ 気にかけてくれる先生の声かけがうれしかった
- ⑥ 自分から相談に行くことは難しい、周りの人に気づいて欲しい
- ⑦ ケアラーのための介入する人が必要である

#### 【所感のまとめ】

ヤングケアラーとは法律上の定義はないが、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」(こども家庭庁 HP)とされている。ヤングケアラー・若者ヤングケアラーの背景・要因には、核家族化、一人世帯の増加、要介護者の増加、共働きの増加、地域コミュニティの衰退、そしてその衰退に起因する核家族世帯の孤立・孤独化などの社会的要因がある。

令和2年度に国が全国の中学2年生や高校2年生を対象にヤングケアラーに関して調査している。これによると世話をしている家族がいると回答した中学2年生で約17人に1人(5.7%)、高校2年生で約24人に1人(4.1%)という結果が出ている。国は調査を通じて、ヤングケアラーであることを自身で認識するのは難しいということも指摘している。

ヤングケアラーという言葉聞いたことがない中高生は8割を超えている状況であり、まずは子どもに対するヤングケアラーについての認識を広めることが大切である。

また約半数が、自分がケアをしていることを誰にも話しておらず、家族以外が把握することは容易ではない。

しかしながら、支援を必要としている子どもとその家族は確実にどの自治体にも存在する。

若者ケアラーは、18歳以上で法的には成人だが、家族介護などを担うには責任が重過ぎる。

大学をあきらめる、就職をあきらめるなどといった若者もいる。若者が仕事に就けない状態は、本人のキャリアの上で問題であることはもちろん、社会的損失でもあり深刻な社会問題と言える。

該当者が児童や生徒の場合は相談をすることが難しいことから、待ちの姿勢ではなく、情報を取りにいくシステム作りが重要である。

ヤングケアラーへの具体的な支援が求められている。

そのためにも実態把握のためのアンケート調査の実施は必要である。

神戸市の視察において、お手伝いとヤングケアラーの相違は次の3点あるとの説明を受けた。

1点目、その行為が親または保護者の監督の下に行われているか。

2点目、友達と遊ぶ時間その他の活動が圧迫しないように管理されているか(たまになのか、毎日なのか)。

3点目、本人の意見が通るかどうか(望まない行為になっていないか、断れる状況か)。

ヤングケアラー・若者ケアラーは、子どもの権利が侵害されている可能性が大きくその場合、これはすなわち人権が守られていないことを意味する。

庁内の関連部署の聞き取りをはじめ、アンケート調査等により、まずはヤングケアラーの実態を把握したうえで、十分な専門職を確保し、誰でも気軽に相談できるワンストップ型の総合相談窓口を設置する必要がある。

子ども家庭総合支援拠点の設置は、ヤングケアラー支援の観点からも当然求められる。

今回の尼崎市と神戸市の視察で十分なヤングケアラーへの支援を行うために必要なのは、支援される側のヤングケアラーを発見すること、次に支援をする側の十分な体制を構築することが難しいという点であり、ヤングケアラー支援法が整備されていないことがその根底にあると感じた。

18歳以下のヤングケアラーへの支援はもちろん、18歳以上の若者ケアラーへの支援には、関連部署が連携するにあたり、ヤングケアラーとその家族に関する情報を扱うことを可能にする環境を整える必要がある。

法の不備を補う方策として、神戸市では福祉局相談支援課長は生活支援・介護保険・くらし支援の課長を兼務している。

これにより必要なそれぞれの関係部署から情報を得ることが可能となり、迅速な支援を可能にしてきた。

福祉部門が中心となることで組織間の壁を取り払うことに奏功している。

配食支援モデル事業では、令和4年10月より概ね30歳代前半までのケアラーのいる世帯に家族の人数分の配食をしている。

現在は、46世帯2,000食で予算は1,300万円と大きな予算で手当てを行っている。

福生市でも「こども食堂」等との連携も含め検討できる余地がある。

様々な環境を有するこども・若者ケアラーへの支援は必要であり、ケアをすることにより、学業や就職等に影響があってはならない。

国においては、現在ヤングケアラーの法整備を行っていないが、早急に救済すべく法整備を進めるべきである。

神戸市においては、国の法的根拠がないことから、個人情報保護法の壁や現在の法律を駆使しながら、こども・若者ケアラーへの支援を行っている。

また、ケアにつながる事業においては、国や県の補助金を活用し支援を行っている。表面化しにくい、ケアラーを一人でも多くすぐにも救済しなければならない。

今回の視察研修を通じ、福生市でのケアラー支援につなげるための、潜在的なケアラーの掘り起こしのための調査や、教育・福祉・関係機関との連携による情報共有及び支援が必要である。

福生市の子どもや若者が、未来に希望と日々自分らしく送れる環境整備を進めて  
行きたい。

